第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態への対処

緊急対処事態及び緊急対処保護措置に関しては、国民保護法第172条から第182条の規定において基本的な 事項が定められているほか、同法第183条の規定に基づき武力攻撃事態等及び国民保護措置に関する規定が 基本的に準用されることとなる。

また、町国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態は、第1編第5章2に掲げるとおりであるが、原則として、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等における対処と類似の事態が想定される。このため、町は、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態の対処については、警報の通知及び伝達に関する事項等を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

なお、この計画において、武力攻撃事態及び国民保護措置に関して定めた事項を緊急対処事態及び緊急対処保護措置に準用する際の主な用語の読み替えは、次のとおりである。

	-
武力攻擊事態	緊急対処事態
国民保護措置	緊急対処保護措置
武力攻擊災害	緊急対処事態における災害
武力攻擊	緊急対処事態における攻撃
国(武力攻擊事態等)対策本部	国(緊急対処事態)対策本部
県 (国民保護)対策本部	県(緊急対処事態)対策本部
町(国民保護)対策本部	町(緊急対処事態)対策本部
対処基本方針	緊急対処事態対処方針

2 緊急対処保護措置の実施に関する基本的事項

緊急対処保護措置については、この計画の第1編に定める国民保護措置の実施に関する基本方針等、第3編及び第4編に定める国民保護措置に準じた措置を実施する。

3 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の緊急対処事態対策本部長は、緊急対処事態における攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、当該緊急対処事態における攻撃に係る警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲を決定することとされている。

このため、町長は、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び、当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、第3編第4章第1の警報の伝達 等の定めに準じて、これを行う。

4 特殊標章等の取扱い

武力攻撃事態等における特殊標章等の標章に関する規定は、国際的な武力紛争ではない緊急対処事態には 準用されないので留意する。

5 国民経済上の措置の取扱い

武力攻撃事態が長期にわたる場合を前提とした国民経済上の措置に関する規定(生活関連物資等の価格の安定等)は、長期にわたるものと想定していない緊急対処事態には準用されないので留意する。

6 備蓄、避難施設等に係る取扱い

国民保護法の規定では、備蓄、避難施設等の平時における備えに係る規定については、緊急対処事態においては準用しないこととされており、武力攻撃事態等への備えとして行われる備蓄や避難施設等を活用することされていることに留意する。